



報道関係者 各位

平成 28 年 6 月 30 日 (木)

【照会先】

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

課長 織田 和成 (内 700)

課長補佐 河嶋小百合 (内 701)

(電話) 052-219-5509

### 平成 27 年度男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・ パートタイム労働法に関する相談等の状況

愛知労働局(局長 木暮康二)では、平成27年度に雇用均等室で取り扱った男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談、是正指導と紛争解決の援助の状況を取りまとめました(資料1)。

妊娠・出産・育児休業等を理由とした解雇等不利益取扱い(いわゆるマタハラ)に関する相談が前年度に比べ 106 件増加(32.2%増)し、3年度連続の増加となった。

妊娠・出産・育児休業等をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境を整備する育児・介護休業法と男女雇用機会均等法の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」の成立を受け、その円滑な施行(平成 29 年 1 月 1 日)に向けて周知広報を行うとともに、労働者からの相談に対しては、相談者のニーズに応じ、紛争解決援助制度を的確に運用して円滑・迅速な解決を図ります(資料2、3)。

また、法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する報告徴収・是正指導を適正に行います。

※都道府県労働局の組織見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等部」になりました。

## ○三法<sup>※1</sup>に関する相談等の状況の概要

### 1 相談の状況

- 相談件数：4,408件（前年度比1,813件減少（29.1%減））【資料1 P1～4参照】
  - ・労働者からの相談は1,639件で前年度比152件減少（8.5%減）した。
  - ・妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談は435件で前年度に比べ106件増加（前年度比32.2%増）した。
- 相談内容
  - 〈男女雇用機会均等法関係〉（1,561件、三法の相談全体の35.4%）【資料1 P1・2・4・5参照】
    - ・セクシュアルハラスメントに関する相談（703件）が多く、45.0%を占めている。
    - ・次いで、母性健康管理に関する相談が275件、妊娠・出産等を理由とした解雇等の不利益取扱いに関する相談は272件で、前年度に比べ30件増加。
  - 〈育児・介護休業法関係〉（2,484件、同56.4%）【資料1 P2・4・6参照】
    - ・育児休業に関する相談（892件）と育児短時間勤務制度に関する相談（408件）が多く、5割以上を占めている。
    - ・育児休業等申出・取得を理由とする不利益取扱いに関する相談は163件で、前年度に比べ87.4%増となった。
  - 〈パートタイム労働法関係〉（363件、同8.2%）【資料1 P7参照】
    - ・パートタイム労働指針に関するものが60件（16.5%）で最も多く、次いで労働条件の文書交付が56件（15.4%）であった。

### 2 是正指導の状況

- 是正指導件数：2,363件（前年度比361件増加（18.0%増））【資料1 P8～10参照】
  - ・619事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの法違反が確認された606事業所（97.9%）に対し、2,363件の是正指導を実施した。
  - ・内訳は「育児・介護休業法関係」が1,248件（52.8%）と最も多く、次いで「パートタイム労働法」が754件（31.9%）、「男女雇用機会均等法関係」が361件（15.3%）となっている。
  - ・是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正した。

### 3 紛争解決援助の状況【資料1 P11、資料2参照】

- 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数：13件（前年度比3件増加（30.0%増））
  - ・男女雇用機会均等法関係が4件、育児・介護休業法関係が8件。うち、妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する申立は6件。
  - ・平成27年度中に援助を終了した事案（9件）のうち約8割が助言の結果、解決に至った。
- 調停申請受理件数：2件
  - ・均等法（妊娠不利益取扱いの禁止・セクシュアルハラスメント対策）に関する申請。うち調停案の受諾勧告を行ったのは1件で、双方受諾し、解決に至った。

※1 三法とは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法

#### <添付資料>

- 1 相談件数等の推移及び相談内容内訳（P. 1～11）
- 2 労働局長による紛争解決の援助事例（P. 12～13）
- 3 紛争解決援助制度のご案内（リーフレット）
- 4 パパもママも育児休業を取りましょう。（リーフレット）